

# 除雪排雪にご協力を！

市では、冬期間の快適な生活を守るため、除排雪作業を行っています。降雪・積雪・雪質などの状況により、除雪後、皆さんの玄関前・車庫前の残雪量が多かったり、道路幅が狭くなったりすることがありますが、ご理解のほどよろしく願います。



## 車道・歩道に雪を出さない

除排雪作業前に道路へ雪を出すことは大変危険ですし、除排雪作業の妨げにもなりますのでおやめください。

また、除雪後に自己所有地の雪を車道や歩道に出すと、道路幅が狭くなります。通行の障がいや交通事故の原因にもなるので、**道路に雪を絶対に出さない**でください。雪は敷地内で処理するか、指定された雪捨場へ運んでください。

## 路上駐車は絶対にしない

除雪作業で特に支障になるのが路上駐車です。道路上に駐車しているたった1台の車のために作業ができず、近所の皆さんや町内会に大変な迷惑をかけることがあります。

**「路上駐車は絶対しない！させない！」**ようにご協力ください。

## 除雪車などに近づかない

除排雪作業は安全第一で行っていますが、作業車両に近づくことは大変危険です。特に小さなお子さんには、「除雪車に絶対近づかない」よう、各家庭でお話しくださいますようお願いいたします。

## 玄関先の雪は皆さんの手で

市では、より多くの地域を効率よく除雪しなければなりません。そのため、除雪後の玄関や車庫前の残雪は皆さんの手で取り除くようご協力ください。

## 路上に物を置かない

のぼり旗用コンクリート台、ごみステーション（金網）など、車両を車庫に入れるための鉄板などが雪におおわれて判別できず、除雪車と接触して破損することがあります。弁償責任は負いかねますのでご注意ください。

## 深夜作業にご理解を

通勤通学時までには除雪作業を完了させるため、深夜から早朝にかけて作業を行っています。騒音などでご迷惑をおかけしますがご理解願います。

問合せ  
市道

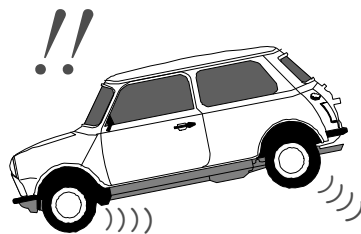
市役所 土木係  
☎ 32-1821  
除雪センター  
☎ 32-1216

国道 道道

札幌建設管理部滝川出張所  
☎ 22-3434  
北海道開発局滝川道路事務所  
☎ 22-4147

# シカの急な飛び出しに注意！！

シカと車が衝突する交通事故が多数発生しています。  
(生活環境交通係)



▷シカは群れで行動する習性があります。1頭だけでなく、連続して飛び出すことがありますので、道路わきにシカを見つけたら減速してください。

▷特に夜間の走行には注意が必要です。対向車がないときは、ライトを遠めにして早めの発見に努め、事故にあわないように注意してください。

▷シカは自動車のライトや走行音、クラクションなどに驚いて立ち止まることがあります。また、道路上にいるシカは動作が鈍くなります。ドライバーはシカが逃げてくれるだろうと思わずに、シカの習性などをよく理解し、交通安全に努めましょう。

# 自己負担を軽減!「高額介護合算療養費」

高額介護合算療養費とは…

・「医療」と「介護」の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

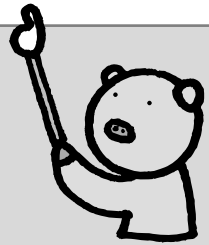
8月から翌年7月までの1年間で、同じ世帯の被保険者が「医療」・「介護サービス」を利用し、自己負担額の合計(医療+介護)が下記の表の基準額(限度額)を超えた場合、申請をすると超えた額が高額介護合算療養費として、医療保険及び介護保険から支給されます。

70歳から74歳までの国民健康保険加入世帯と、後期高齢者医療加入世帯

所得区分		限度額
現役並み所得者 (上位所得者)		67万円
一般		56万円
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ※1	31万円
	区分Ⅰ※2	19万円



支払った金額が限度額を超えた場合支給されます。



※1 世帯全員が住民税非課税である方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方

70歳未満を含む世帯

所得区分	国民健康保険+介護保険 (70歳未満を含む世帯)
ア(901万円超)	176万円
イ(600万円~901万円以下)	135万円
ウ(210万円~600万円以下)	67万円
エ(210万円以下)	63万円
オ(住民税非課税)	34万円

【申請手続き】

平成26年度分(平成26年8月1日から平成27年7月31日まで)の期間について支給対象となる方には、申請のご案内をします。

～お願い～

医療保険(後期高齢者医療含む)では、所得状況により負担区分が決定されますので、収入の有る無しにかかわらず市役所税務課にて収入の申告を行ってください。

問合せ 医療保険係 ☎32-2214

## 国民年金と口座振替

口座振替を利用しましょう

保険料が自動的に指定された口座から引き落とされるので、金融機関などに行く手間が省けるうえ納め忘れもなくとても便利です。

■口座振替による割引

まとめて前払い(前納)すると、割引が適用されるのでお得です。

①当月末振替(早割)

※本来の納付期限よりも1カ月早く口座から振替する方法です。

②6カ月前納(4~9月分、10月~翌年3月分)

③1年前納(4月~翌年3月分)

④2年前納(4月~翌々年3月分)

■申込みに必要なもの  
年金手帳などの基礎年金番号がわかるもの及び通帳と金融機関届出印

■手続き場所  
各金融機関または年金事務所

※平成28年度の1年前納、2年前納及び6ヶ月前納上期分(4月~9月分)は、平成28年2月末までにお申込みください。

国民年金はきちんと加入、

しっかり納付を

日本に住む20歳から60歳未満の

すべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障がいが残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともありますので、「あの時に」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。加入の手続きは、市役所または年金事務所へおたずねください。(20歳前に就職して厚生年金などに加入中の方は、加入手続きは不要です。)

学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方は、「学生納付特例」や、「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、市役所などで国民年金の加入手続きと併せて申請してください。また加入後は、年金事務所から送付される「納付書」で、金融機関、お近くのコンビニエンスストアなどでお支払いください。

問合せ

戸籍年金係 ☎32-1823  
砂川年金事務所 ☎52-2144